

# 現物給与の取扱いについて

## <現物給与>

- 厚生年金保険及び健康保険の標準報酬の算定にあたって、報酬等が通貨以外の現物（住居を与えている、食事を提供しているなど）で支払われている場合（現物給与）には、その価額をその地方の時価によって厚生労働大臣が定めることとされている。
- 直近では、本年4月に告示を改正し、従来都道府県毎にそれぞれの算出方法としていたものを、総務省統計局による統計資料を用いて全国的に統一された算出方法としたものである。

## <現物給与の価額の適用について>

- 社会保険においては、採用及び退職した被保険者の氏名や被保険者の報酬を事業主が年金事務所に届け出る必要があるため、従業員の指揮監督・報酬の支払い等の人事・労務管理を実際に行っている事業所（たとえば、支店・工場）を単位として適用している。  
現物給与については、原則、適用事業所の所在地の都道府県の現物給与の価額が適用される。

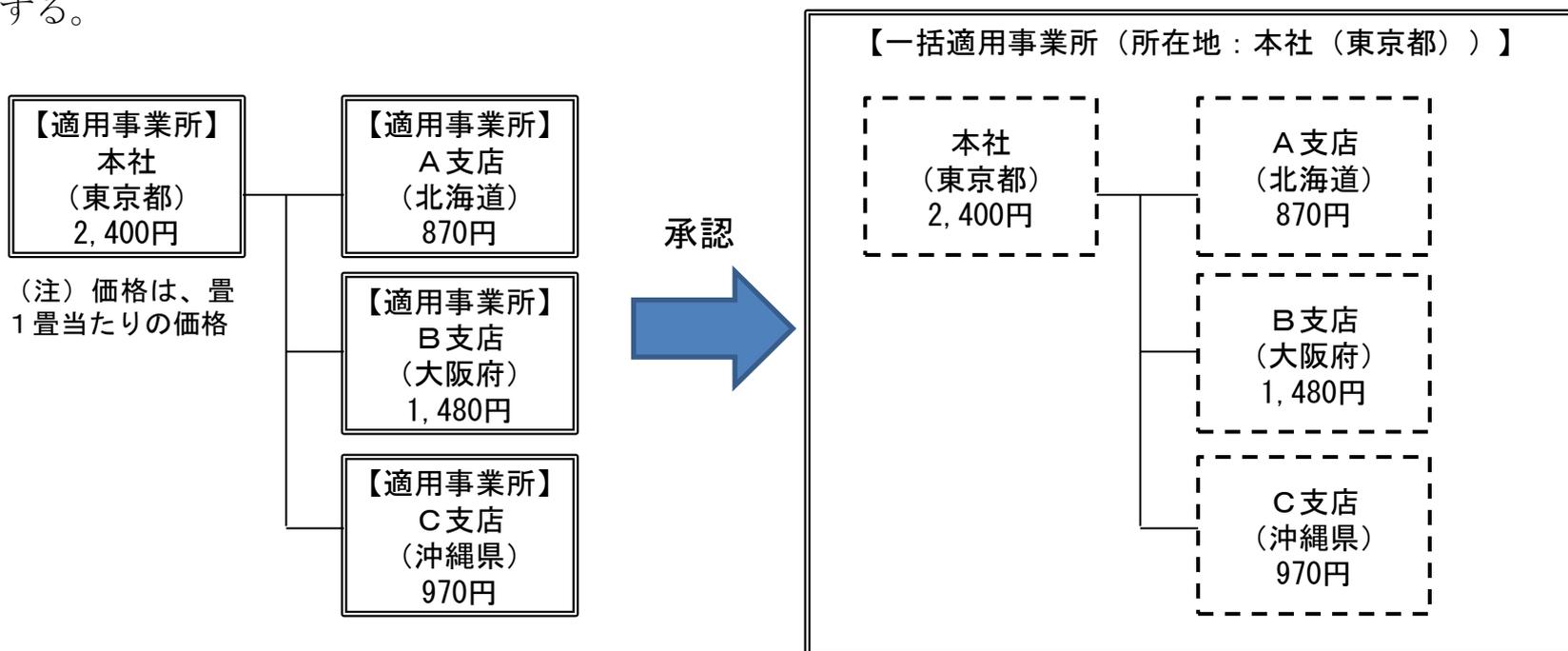
## <複数の支店がある事業所の場合の取扱い>

### 【一括適用事業所】

- 複数の適用事業所の事業主が同一である場合は、厚生労働大臣の承認を受けて、複数の事業所を1つの適用事業所とすることができる。（一括適用事業所）
- 一括適用事業所については、勤務地（その者が現に使用される事業所）の都道府県の現物給与の価額が適用される。

※ 一括適用承認前は、本社・支店のそれぞれが適用事業所であり、現物給与についてもそれぞれの所在地の価額が適用されていた。

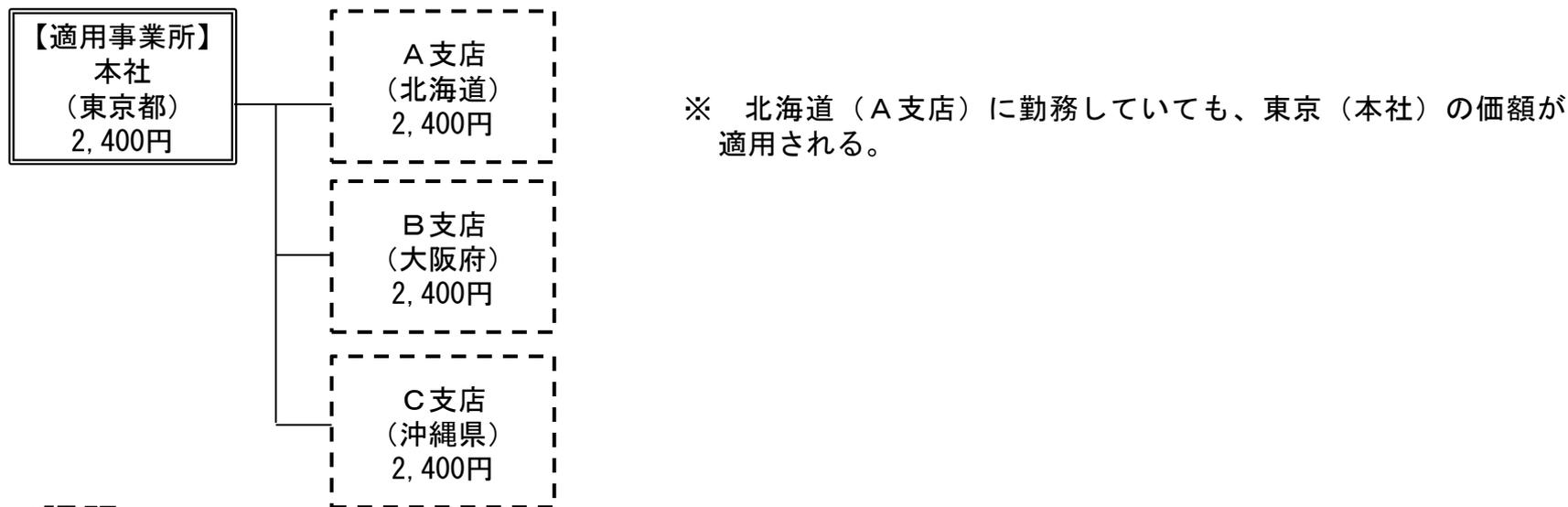
一括適用承認後は、本社のみが適用事業所となるが、現物給与については引き続き勤務地の価額を適用する。



※ 北海道（A支店）に勤務している場合は、北海道の価額が適用される。

## 【当初から本社のみが適用事業所】

- 事業所の設立当初から支店分を含め本社で一元的に人事・労務管理を行っており、新規適用時から本社のみが適用事業所である場合は、本社とは異なる都道府県の支店に勤務していたとしても、本社の所在地の現物給与の価額が適用される。



### <課題>

- 複数の支店がある場合、一括適用事業所となっているか否かによって、現物給与の価額の取扱いが異なっている。
- 具体的には、一括適用事業所ではない場合、北海道支店に勤務する者の現物給与について、適用事業所となっている本社の所在地である東京の価額が適用されてしまうため、仮に北海道の価額を適用した場合に比べ、標準報酬月額が高くなり、その結果、保険料負担額が高くなってしまう。
  - ※ 一方、一律に勤務地の価額を適用する取扱いに変更した場合に、標準報酬月額が高くなる者も出てくることが考えられる。（地方に本社があり、東京の支店に勤務している者は、取扱いを変更した場合は、標準報酬月額が高くなることが考えられる。）

## <論点>

- 実態に近い価額とするためには、勤務地の価額を適用して現物給与を算定することが考えられるが、どうか。  
なお、その場合には、事業主や被保険者に対する周知期間を考慮する必要があり、その施行時期についてどう考えるか。
- 取扱いを変更した場合に、事業所の事務が繁雑とならないか。
- 取扱いを変更した場合に、標準報酬月額に著しく高低が生じる者に対する経過措置を設ける必要があるか。

※ 労働保険は、経営組織上の一単位として独立性をもつ事業<sup>\*</sup>に適用されるが、規模が小さく、その上部機関等との組織的関連又は事務能力からみて、一の事業という程度の独立性がないもの（出張所や営業所等）については、直近上位の組織に包括して、全体を一の事業として取り扱う。

\* 判断基準

- ① 場所的に他の事業場から独立しているか。
- ② 組織的に1つの単位体をなし、経理、人事、経営上の指揮監督、作業工程において独立性があるか。
- ③ 施設として相当期間継続性を有するか。

※ 労働保険においては、上記の場合における現物給与の価額の取扱いを通知等において明確にしていらないが、社会保険と類似の課題及び論点がある可能性がある。

# 厚生労働大臣が定める現物給与の価額

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等 1人1月当たりの 住宅の租税の額 (畳1畳につき)	その他の 報酬等
	1人1月当たりの 食事の額	1人1日当たりの 食事の額	1人1日当たりの 朝食のみの額	1人1日当たりの 昼食のみの額	1人1日当たりの 夕食のみの額		
1 北海道	17,400	580	150	200	230	870	時 価
2 青 森	17,100	570	140	200	230	840	時 価
3 岩 手	16,800	560	140	200	220	970	時 価
4 宮 城	17,700	590	150	210	230	1,250	時 価
5 秋 田	17,100	570	140	200	230	930	時 価
6 山 形	18,000	600	150	210	240	1,050	時 価
7 福 島	17,400	580	150	200	230	1,000	時 価
8 茨 城	17,100	570	140	200	230	1,150	時 価
9 栃 木	17,400	580	150	200	230	1,190	時 価
10 群 馬	17,100	570	140	200	230	1,060	時 価
11 埼 玉	17,700	590	150	210	230	1,580	時 価
12 千 葉	18,000	600	150	210	240	1,530	時 価
13 東 京	18,900	630	160	220	250	2,400	時 価
14 神奈川	18,300	610	150	210	250	1,900	時 価
15 新 潟	17,400	580	150	200	230	1,080	時 価
16 富 山	17,400	580	150	200	230	1,090	時 価
17 石 川	18,000	600	150	210	240	1,130	時 価
18 福 井	18,300	610	150	210	250	990	時 価
19 山 梨	17,700	590	150	210	230	1,100	時 価
20 長 野	18,000	600	150	210	240	1,030	時 価
21 岐 阜	17,400	580	150	200	230	1,020	時 価
22 静 岡	17,700	590	150	210	230	1,280	時 価
23 愛 知	17,700	590	150	210	230	1,300	時 価
24 三 重	17,400	580	150	200	230	1,080	時 価
25 滋 賀	18,000	600	150	210	240	1,170	時 価
26 京 都	18,600	620	160	220	240	1,450	時 価
27 大 阪	18,000	600	150	210	240	1,480	時 価
28 兵 庫	18,000	600	150	210	240	1,290	時 価
29 奈 良	18,000	600	150	210	240	1,060	時 価
30 和歌山	18,000	600	150	210	240	920	時 価
31 鳥 取	17,700	590	150	210	230	950	時 価
32 島 根	18,600	620	160	220	240	910	時 価
33 岡 山	17,100	570	140	200	230	1,140	時 価
34 広 島	17,700	590	150	210	230	1,170	時 価
35 山 口	17,700	590	150	210	230	910	時 価
36 徳 島	17,100	570	140	200	230	990	時 価
37 香 川	17,100	570	140	200	230	1,010	時 価
38 愛 媛	17,400	580	150	200	230	950	時 価
39 高 知	17,700	590	150	210	230	910	時 価
40 福 岡	17,400	580	150	200	230	1,150	時 価
41 佐 賀	17,100	570	140	200	230	900	時 価
42 長 崎	17,400	580	150	200	230	920	時 価
43 熊 本	17,100	570	140	200	230	990	時 価
44 大 分	17,100	570	140	200	230	950	時 価
45 宮 崎	17,100	570	140	200	230	890	時 価
46 鹿 児 島	17,700	590	150	210	230	950	時 価
47 沖 縄	17,400	580	150	200	230	970	時 価

(参考) 現在、公務員には現物給与は支給されていないことから、公務員共済では、現物給与の価額について定める告示等は存在しない。